



## 副籍交流について

支援部主任 佐藤 美紀

今年度もまとめの時期になりました。本号では、副籍交流について御紹介します。  
 東京都教育委員会では、都立特別支援学校の小学部・中学部に在籍する児童・生徒の地域とのつながりを維持・継続するため、平成19年度から副籍制度を導入しています。

### 【副籍制度の目指すもの】

副籍は特別支援学校に通う児童・生徒が地域指定校に副次的な籍を置き、交流を通じて相互理解を図り、互いに支え合いながら共に暮らす地域社会（共生社会）の実現を目指しています。

交流活動は、子供一人一人の「心」を育てる教育の場であり、障害のある人への理解、人と人のつながりや接し方、思いやりの気持ちを大切にする人格の形成にもつながります。



### 【副籍制度に基づく交流活動の基本的な考え方】

「気持ちがつながっていると感じる時に副籍交流の意義を感じる」という声があります。「つながり」を深めるためには、「顔の見える関係」を築くことが大切です。公園で遊んでいる時に名前を呼ばれたり、街中で声をかけられたりすることで、つながりが広がったと感じるのではないのでしょうか。交流を始めていない方は直接交流を行い、地域と共生する一歩を始めてみませんか。



### <令和5年度副籍交流一覧表>

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	人数	構成比
在籍	52	36	32	42	36	36	25	31	31	321	
直接交流	13	11	5	5	10	8	3	3	4	62	19,2
間接交流	21	9	12	13	9	6	5	2	5	82	25,4
籍のみ	16	14	15	24	11	18	16	23	18	155	48,2
辞退	2	2	0	0	6	4	1	3	4	22	0,68